

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	障がい者支援課	整理番号	4-1
処分の種類	身体障害者手帳の返還命令			
根拠法令条例等・条項	身体障害者福祉法第16条第2項			
処分の概要	<p>都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し文書によりその理由を示し、身体障害者手帳の返還を命ずることができる。</p> <p>一 本人の障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと認めるとき。</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、診査を拒み、又は忌避したとき。</p> <p>三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>【参考】 身体障害者福祉法第16条第2項</p>			
基準の制定根拠	—			